

事務連絡
令和元年9月27日

都道府県
各 指定都市 認可外保育施設主管部局 御中
中核市

内閣府子ども・子育て本部参事官
(子ども・子育て支援担当)
厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

認可外保育施設における理由のない保育料等の引上げへの対応について

保育行政の推進につきましては、日頃より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

認可外保育施設における保育料の変更については、理由のない引上げはあってはならないことであり、保護者等に対して変更の内容等を説明することに加え、児童福祉法施行規則を改正し、本年4月以降、提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項について、変更が生じたことがある場合にあっては、直近の変更内容及びその理由を掲示することを義務付けました。

本年10月からの幼児教育・保育の無償化を控え、今般、児童福祉法施行規則改正の運用状況等を都道府県、指定都市及び中核市に確認したところ、理由のない保育料等の引上げに該当する可能性のある事例を把握しましたので別紙のとおり情報提供します。なお、これらの事例については、該当する施設に対し、各都道府県等から保育料等の引上げの理由の妥当性等について確認するとともに、必要に応じ、指導助言していただくよう施設所在都道府県等へ依頼しています。

貴自治体において、同様の事例を把握した場合は、厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室まで情報共有していただくとともに、該当する施設に対し、保育料等の引上げの理由の妥当性等について確認するとともに、必要に応じ、指導助言していただくようお願いします。

なお、別紙の1に例示しているように、例えば、保育サービスの充実や職員の処遇改善、事業所内保育における福利厚生の見直し並びに消費税増税分等といった一定の理由が示される場合であっても、保育料以外の利用料等の変更を含め、実質的に無償化対象者のみを対象とした引上げとなっていないかなど、特に10月からの保育料等の変更については、保育料等の引上げの理由の妥当性等について十分に確認するとともに、必要に応じ、指導助言していただくようお願いします。

【別紙】（令和元年9月27日時点までに把握した事例）

1 幼児教育・保育の無償化の対象者のみを対象とした保育料等の引上げが行われる事例

- 10月から、3歳～5歳児のうち保育認定を受けた無償化対象者のみを対象に保育料の引上げが検討されている。
- 3歳児以上ののみ保育料の引上げを行い、0歳～2歳児より保育料が高くなるような料金設定を検討している。
- 保育料は無償化対象であるかを問わず一律に引き上げられるが、保育料以外の名目で利用者から徴収される費用について、無償化対象者でない者のみ割引し、実質的に無償化対象者のみが対象となる費用の引上げを検討している。
- 無償化に伴う事務量の増大（※）に加えて、保育サービスの充実や職員の処遇改善などを理由として保育料の値上げを検討している。

※今般の無償化に伴い、各施設は市町村へ確認の申請等を行うが、確認の申請に当たって作成する書類等の記載内容としては、児童福祉法に基づく認可外保育施設の届出における記載内容と変わらないことなどから、無償化に伴い保育料等を引上げなければならないほどの事務量の増大は考えにくい。

2 保育料と食材料費を切り分け、保育料が据え置かれる又は値上げされる事例

- これまで給食費込みの保育料が3万円であったが、10月から給食費は保育料と切り分けられるにもかかわらず、保育料は3万円で据え置くことを検討している。
- 保育料と食材料費を分けることとし、変更前の保育料と食材料費の合計額よりも変更後の保育料（食材料費を除く）を高額とすることが検討されている。
- 10月から保育料と給食費が切り分けられ、保育料を3.7万円に引き上げることが検討されている。

※ 2の事例については、利用児童一律の引上げであって、職員の処遇改善や食材料の充実など、理由に妥当性があり、保護者等への説明と掲示が適切にされていることが確認された場合、理由のない保育料等の引上げに該当しないと判断されることも考えられる。